

誓 約 書

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、次のとおり誓約します。

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りです。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、団体の名称及び自主防犯パトロール中である旨を明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとしします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長から交付される標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 パトロールの実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 自主防犯パトロールを実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りです。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議を申し立てません。
- 10 自主防犯パトロールを実施している場合に、そのパトロールに関して、特異な事故又は紛議があったときは、遅滞なく警察に通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の変更、追加又は削減をする場合、及び証明の取消しの通知を受けた場合は、標章の返納等必要な手続を行います。

年 月 日

大阪府警察本部長 殿

団体の名称
代表者の氏名